

平成 26 年度パートタイム労働法に関する相談、指導等の状況

パートタイム労働法の施行状況

(1) 相談

○平成 26 年度に雇用均等室に寄せられたパートタイム労働法に関する相談は 289 件で、平成 27 年 4 月 1 日から施行されている改正パートタイム労働法に関する事業者からの相談が増加したため大幅に増加した（図 1）。

○相談者の内訳をみると、事業者からの相談が 235 件であり、全体の 8 割を占めている。また、短時間労働者からの相談は 37 件であった（図 1）。

○相談内容別にみると、「指針」関係とその他（改正法関係）を除くパートタイム労働法の規定に関しては、「通常の労働者への転換（法第 12 条）」が 25 件で最も多く、次いで「賃金の均衡待遇（法第 9 条）」21 件となっている（表 1-1）。

図 1 相談件数の推移 (件)

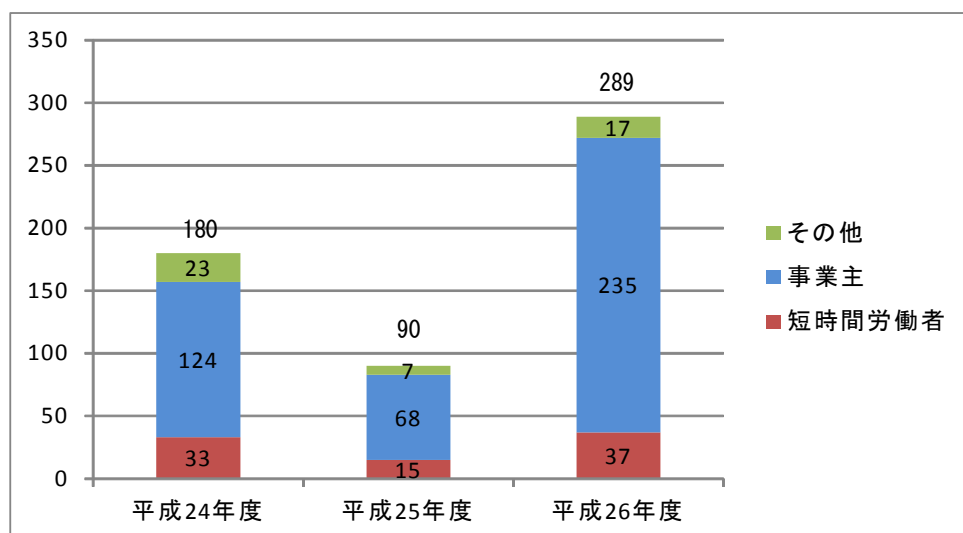


表 1-1 相談内容の内訳の推移

(件)

	24 年度	25 年度	26 年度	
				うち短時間労働者
労働条件の文書交付等(法第6条)	20	11	13	0
就業規則の作成手続(法第7条)	5	0	3	0
差別的取り扱いの禁止(法第8条)	5	2	6	1
賃金の均衡待遇(法第9条)	15	12	21	3
教育訓練(法第10条)	9	0	7	0
福利厚生施設(法第11条)	8	0	7	0
通常の労働者への転換(法第12条)	46	13	25	2
待遇に関する説明(法第13条)	12	12	12	3
指針関係(法第14条)	26	12	28	2
短時間雇用管理者の選任(法第15条)	1	1	0	0
その他	33	27	167	26
合計	180	90	289	37

※改正前のパートタイム労働法の条文となる。改正法に関する相談はその他に計上した。

(2) 行政指導 (パートタイム労働法第16条)

○145 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム労働法違反が確認された全事業所に対し、533件の是正・改善指導を実施した(表1-2)。

○指導内容としては、「通常の労働者への転換(法第12条)」が112件、「労働条件の文書交付等(法第6条)」が80件となっている(表1-2)。

表 1-2 行政指導件数の推移

(件)

	24 年度	25 年度	26 年度
労働条件の文書交付等(法第6条)	117	105	80
就業規則の作成手続(法第7条)	143	165	127
差別的取り扱いの禁止(法第8条)	0	0	0
賃金の均衡待遇(法第9条)	29	21	17
教育訓練(法第10条)	1	0	1
福利厚生施設(法第11条)	0	0	0
通常の労働者への転換(法第12条)	147	151	112
待遇に関する説明(法第13条)	0	0	0
短時間雇用管理者の選任(法第15条)	57	99	66
その他(指針等)	310	198	130
合計	804	739	533